

総務文教常任委員会報告

令和8年3月27日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和8年3月19日午前9時56分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、3月17日に本委員会に付託されました議案6件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者、の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る3月17日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第23号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、一般職の職員の給与等を改定するための条例を制定するものです。質疑はありませんでした。

議案第24号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、会計年度任用職員の給与を改定するための条例を制定するものです。

質疑：フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員はそれぞれ何人いるのか。

回答：令和8年3月現在で181人である。フルタイムはおらず、全てパートタイムである。

質疑：会計年度任用職員は単年度の雇用であるが、ある程度の年齢になると体力的に辛くなると思うが、定年制度のように一定の年齢で任用しない考えはあるのか。

回答：年齢の制限は設けていないが、職種によっては体力的にも技術面でも難しい場合があるため、応募者との面接等を通じて採用を考えたい。

議案第25号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本議案は、情報通信技術の効果的な活用を図るため、書面掲示等のアナログ的な手法を前提とする規制を見直すことに伴い、関係条例の規定を整備するものです。

質疑：不利益処分 of 聴聞及び弁明の機会の付与のための公示手続きで、名宛人となるべき者の所在が判明しない場合とは、具体的にどのような状況なのか。

回答：届出住所などに郵送しても宛先不明で届かない場合である。そのような場

合に、掲示場に書面を一定期間掲示することによって、その者に到達したものとみなす、というものである。

議案第26号 美浜町犯罪被害者等支援条例の制定について

本議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念等の必要事項を定めるための条例を制定するものです。

質疑：町の責務について、関係機関の連携を図り支援施策を実施するとされているが、具体的にどのような取り組みをするのか。

回答：町民の誰もが犯罪被害者等になりうることから、犯罪被害者等の視点に立ち、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、犯罪被害者等が置かれた状況や支援の必要性について広報等を通じて周知していく。

既に町民からの相談に対しては、子どもに関することは、こども未来課が、住宅に関しては土木建築課が、DV被害に関し住所の秘匿の徹底については住民環境課が対応し、人権問題や福祉などの一般相談窓口も設けている。引き続き、庁内関係課相互の連携強化や、国、県などの関係機関とも連携し、町を挙げて犯罪被害者等の支援に取り組む考えである。

質疑：町の対応はそれぞれの関係部署が行うとのことだが、先行自治体の例では相談窓口の一本化を掲げている。特に性被害などの問題を例にとると、それぞれの部署に相談する体制には懸念があるがどうか。

回答：犯罪被害では最初に警察への相談が多いが、そのほか法テラス、弁護士会、「ひなぎく」、被害者支援センターなど、あらゆるところで相談ができることを広報している。犯罪被害者等の状況やニーズに合わせ、相談先が分からないといったことにならぬよう対応する必要がある。

また、性被害における精神的なダメージへの配慮はご懸念の通りであり、令和8年4月からは、県に「犯罪被害者等支援コーディネーター」を常駐させて相談内容等の情報を把握し、県の各機関、市、町等で構成する「犯罪被害者等支援調整会議」を通じて関係機関が情報を共有し、他機関ワンストップ体制で対応することとされている。町もこの機関への参加を通じて的確、迅速な対応や支援ができるものと期待している。

議案第27号 未来志向の人づくり応援基金条例の制定について

本議案は、次世代の人材育成に必要な資金を積み立てることを目的として、条例を制定するものです。

質疑：基金の目的である次世代の人材育成について、具体的にどのようなものがあるのか。

回答：人口減少下、今後のまちづくりは、行政だけでできないとの考えのもと、町民や企業、町外の方いわゆる応援人口との共創に取り組むこととし、応援人口の労力、資金、アイデアなど様々な関わりを見える化するものとして、資金の部分に焦点を当て基金を設けることとした。

次世代の人材育成の方向性として未来志向の人づくりという、生涯学習を未来を切り拓き地域課題を解決するための挑戦のエンジンへと進化させ、外部からの人材獲得競争に頼るだけでなく、地域内で次世代の担い手を継続的に育てるための経費に充てることを目指すものである。

質疑：財源は寄付金やその他の収入によるとしているが、目標額はいくらなのか。

回答：基金は、寄附者ととともに事業を作り上げる共創型のガバメントクラウドファンディングとして募集した寄附金を積むものであり、未来志向の人づくりとして事業を進めている放課後教室サンや学びコミュニティk a iの運営を見据え2,000万円を目標としている。その目標を踏まえ、今後周知等に力を入れる考えである。

議案第30号 田中健記念ふるさと美浜「未来の懸け橋」基金条例を廃止する条例の制定について

本議案は、田中健記念ふるさと美浜「未来の懸け橋」基金の処分に伴い、関係条例を廃止するものです。

質疑：本基金の廃止に至る経緯や基金の活用の実績を伺う。

回答：基金の活用により、今回全額取り崩しに至ったことから廃止するものである。寄附者の意思を尊重し、東京美浜会への補助や、青少年のスポーツ分野の支援、美浜中学校の50周年記念事業等に充当してきた。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第23号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第24号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第25号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第26号 美浜町犯罪被害者等支援条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第27号 未来志向の人づくり応援基金条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第30号 田中健記念ふるさと美浜「未来の懸け橋」基金条例を廃止する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のおり審査を終了し、午前10時37分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。